

生食監発0627第5号

平成28年6月27日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成26年8月1日付け食安監発0801第1号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号））により取り扱っているところです。

今般、東京検疫所において、「SOKOLOW」 SPOLKA AKCYJNA ODDZIAŁ W TARNOWIE (施設番号 12630215)から輸出された貨物（牛舌）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であることが確認されました。

現在、ポーランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設から出荷された貨物について、輸入手続を停止の上、届出があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。